３　預託者は、預託等取引業者に対し、内閣府令で定めるところにより、第一項の書類又は前項の帳簿書類（自らが締結し、又は更新した預託等取引契約に関するものに限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、預託等取引業者は、当該請求が当該預託等取引業者の業務の運営を害することを目的とすることが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

第六条の次に次の節名を付する。

第二節　預託等取引契約の解除等

第七条を削る。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（預託等取引契約の解除）」を付し、同条第一項中「経過したときを除き、書面」を「経過するまでの間（預託者が、預託等取引業者等がこの項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでにこの項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかった場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところによりこの項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過するまでの間）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を「書面」の下に「又は電磁的記録による通知」を加える。

第八条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項の規定による」に、「あつた」を「あった」に、「商品」を「物品」に、「施設利用権を預託者に取得させるため」を「特定権利の管理の終了に伴う事務の処理」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項の規定による預託等取引契約の解除があった場合においては、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

第八条を第七条とする。

第十七条中「代表者」の下に「若しくは管理人」を加え、「関し前三条の」を「関して、次の各号に掲げる規定の」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十二条　五億円以下の罰金

二　第三十三条第二号　三億円以下の罰金

三　第三十三条第一号　一億円以下の罰金

四　第三十四条から前条まで　各本条の罰金刑

第十七条に次の二項を加える。

２　前項の規定により第三十二条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

３　人格のない社団又は財団について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十七条を第三十八条とし、第十五条及び第十六条を削る。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「一に」を「いずれかに」に、「者は、二年」を「場合には、当該違反行為をした者は、三年」に、「又は百万円」を「若しくは三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第七条第一項」を「第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十一条第一項から第三項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十条第一項（第十五条第一項において準用する場合を含む。）の申請書又は第十条第二項若しくは第三項（これらの規定を第十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に係る記録媒体に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二　第十二条第二項の申請書又は同条第三項において準用する第十条第二項若しくは第三項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に係る記録媒体に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第一項又は第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

二　第十八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は虚偽の記載のある書類を備え置いたとき。

二　第六条第二項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

三　第六条第三項の規定に違反して、書類又は帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

第三十七条　第十二条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条の二に次の一項を加える。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

第十三条の二を第三十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章　罰則

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第九条第一項の規定に違反して、同項の確認を受けないで勧誘等を行ったとき。

二　第十四条第一項の規定に違反して、第九条第一項の確認及び第十四条第二項の確認を受けないで売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新を行ったとき。

三　偽りその他不正の手段により第九条第一項の確認又は第十四条第二項の確認を受けたとき。

第十三条を第三十条とし、第十二条を第二十九条とする。

第十一条の二中「第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、」を「第二条第一項第二号イ若しくは第二項、第三条第三項又は」に改め、「若しくは第二項又は第十条第一項」を削り、同条を第二十八条とする。

第十一条中「第三条から第六条まで、第八条及び第九条」を「前三章」に改め、同条を第二十七条とする。